

鰐江市自転車等の放置防止に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、交通の円滑化および都市景観の保全を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車および同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2）自転車等駐車場 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第1項第3号に規定する自転車等駐車場をいう。
- （3）放置 自転車等の利用者または所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。ただし、自転車等駐車場においては、長期間置かれている場合に限る。
- （4）公共の場所 道路、公園、広場その他公共の用に供されている場所をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等駐車場の設置その他必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市長は、自転車等の放置の防止に関する施策を実施するため必要と認めるときは、県、道路管理者、警察等と協議するとともに協力を要請することができる。

（市民の責務）

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

（利用者等の責務）

第5条 利用者等は、公共の場所および市長が設置した自転車等駐車場（第8条第1項において「公共の場所等」という。）に自転車等を放置しないように努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

2 利用者等は、当該自転車について施錠等により盗難防止に努めるとともに、公安委員会が実施する自転車防犯登録を受けなければならない。

(自転車等の小売を業とする者の責務)

第6条 自転車等の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車を購入する者に対し防犯登録を受けることおよび盗難を防止するために当該自転車に施錠することを勧奨するように努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者および道路運送法(昭和26年法律第183号)第12条第2項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の利便に供するため、自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(放置自転車等に対する措置)

第8条 市長は、公共の場所等において自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に当該場所に放置してはならない旨、または移動すべきことを告知する警告札を当該自転車等に取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、なお相当の期間放置されているものについては、当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、市民の良好な生活環境が阻害されていると認めるとときは、放置自転車等を直ちに撤去することができる。

(撤去した自転車等に対する措置)

第9条 市長は、前条第2項または第3項の規定により自転車等を撤去したときは、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、保管した自転車等のうち利用者等の確認ができるものについては、当該利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をしたにもかかわらず、第2項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお利用者等による引き取りがない自転車等または利用者等が確認できない自転車等があるときは、当該自転車等の処分をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(鯖江市自転車駐車場設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 鯖江市自転車駐車場設置および管理に関する条例（昭和55年鯖江市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「の撤去」を「に対する措置」に改め、同条中「市長は、」を削り、「について、警告のうえこれを撤去することができる」を「がある場合の措置については、鯖江市自転車等の放置防止に関する条例（令和8年鯖江市条例第〇号）の規定を準用する」に改める。